利用配分計画各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利を設定する	設定する権利					
		土地の所在地	現況地目	権利の種類	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	現に機構より権利の設 定を受けている者
			登記簿面積 m²	利用目的				
1	株式会社 米風土鳥取 (B,C)	日南町印賀字明賀谷尻 2207 日南町印賀字明賀谷尻 2212	田 2,203.00 田 1,949.00	賃借権	3年 10か月 令和04年06月01日 令和08年03月31日		(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
2	株式会社 神戸上農林 (B,C)	日南町上石見字コフ田 1898 日南町上石見字濱屋田 1906 日南町上石見字濱屋田 1907 日南町上石見字濱屋田 1908	2 件 計 4,152.00 田 1,199.00 田 1,739.00 田 1,800.00 田 1,952.00 4 件	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	4年 10か月 令和04年06月01日 令和09年03月31日	水張反当5,000 水張反当5,000 水張反当5,000 水張反当5,000	業長村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	_
3	株式会社 神戸上農林 (B,C)	日南町上石見字山屋井手/上工 1650	計 6,690.00 田 435.00 1 件 計 435.00	使用貸借 水田	2年 9か月 令和04年06月01日 令和07年03月09日	0	_	_
4	株式会社 神戸上農林 (B,C)	日南町神戸上字向寺田 4897 日南町神戸上字向寺田 4899-1 日南町神戸上字向寺田 4900-1 日南町神戸上字向寺田 4901-1 日南町神戸上字長砂 4888	原野 439.00 田 2,230.00 原野 277.00 田 1,003.00 田 1,176.00 5 件 計 5,125.00	賃借権 水賃借權 水賃借租 権 水賃出 権 水賃出 権 水賃出 権 水賃出 権 水賃出 権 水賃出 権 水賃出 大賃 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	2年 9か月 令和04年06月01日 令和07年03月09日	0 水張反当5,000 0 水張反当5,000 水張反当5,000		_

5	日南町宮内字フケ田	田	_	使用貸借		0	_	_
	1996		989.00		4年 9か月	V		
株式会社 シルクファーム	日南町宮内字フケ田	原野		使用貸借	令和04年07月01日	0		
(A,B,C)	1997		203.00	水田	令和09年03月31日	U		
	日南町宮内字フケ田	原野		使用貸借	·	0		
	1998	,,,	95.00			0		
	日南町宮内字フケ田	原野	00.00	使用貸借				
	1999	DV 21	501.00			0		
	1999		501.00	ЛШ				
			4 [H-					
		⇒	4件					
			† 1,788.00					
3	日南町宮内字真台寺道下夕	田		賃借権		水張反当5,000	(公財)鳥取県農	_
	1841		923.00		4年 9か月	7,1,120,000	業農村担い手育	
株式会社 シルクファーム	日南町宮内字真台寺道下夕	原野		賃借権	令和04年07月01日	0	成機構名義の貯	
(A,B,C)	1842		241.00	水田	令和09年03月31日	U	金口座に振込む	
	日南町宮内字真台寺道下タ	田		賃借権		小非巨小1000		
	1843		868.00	水田		水張反当5,000		
	日南町宮内字真台寺道下タ	原野		賃借権				
	1844	,,,	390.00			0		
	日南町宮内字真台寺道下夕	田	000.00	賃借権				
	1845		886.00			水張反当5,000		
	日南町宮内字真台寺道下夕	原野	000.00	賃借権				
	1846	(水土)	87.00			0		
			87.00					
	日南町宮内字真台寺道下タ	田	210.00			水張反当5,000		
	1847		613.00					
	日南町宮内字真台寺道下夕	原野		賃借権		0		
	1849		103.00			V		
	日南町宮内字真台寺道下夕	田		賃借権		水張反当5,000		
	1850		709.00			/八派/人=5,000		
	日南町宮内字真台寺道下タ	田		賃借権		水張反当5,000		
	1852		1,780.00	水田		小饭风∃5,000		
	日南町宮内字真台寺道下タ	原野		賃借権		0		
	1855		293.00			0		
	日南町宮内字真台寺道下夕	田		賃借権				
	1856-1		790.00			水張反当5,000		
	日南町宮内字真台寺道下夕	田	150.00	賃借権				
	1856-2		481.00	→ 田		水張反当5,000		
	日南町宮内字真台寺道下夕	原野	401.00	賃借権				
		原到	80.00			0		
	1857		80.00					
	日南町宮内字真台寺道下夕	田		賃借権		水張反当5,000		
	1858		1,472.00			,		
	日南町宮内字真台寺道上工	田		賃借権		水張反当5,000		
	1862		1,041.00	水田		/1.1X/X = 0,000		
	日南町宮内字真台寺道上工	田		賃借権		水張反当5,000		
	1863		971.00	水田		水 域及∃5,000		
	日南町宮内字真台寺道上工	田		賃借権		그녀를 드기/ 드 000		
	1868	'	1,305.00			水張反当5,000		
	日南町宮内字真台寺道上工	原野	_,	賃借権				
	1869	77.23	237.00			0		
	1003	I	201.00	IVI H	1		l I	ı

	l m	<i>在出</i> 坎	1 1
日南町宮内字真台寺道上工	田	賃借権	水張反当5,000
1870-1	1,404.00	水田	
日南町宮内字真台寺道上工	原野	賃借権	0
1870-2	36.00	水田	
日南町宮内字真台寺道上工	原野	賃借権	0
1877 日南町宮内字早田	12.00	賃借権	
1983 1983	原野 131.00		0
1905 日南町宮内字早田	田	賃借権	
1984	1,544.00	水田	水張反当5,000
日南町宮内字馬場筋ノ下モ	田	賃借権	
1879	1.019.00	水田	水張反当5,000
日南町新屋字クワホウ田	田	賃借権	1.75 E N/ 5 000
2173	1,339.00	水田	水張反当5,000
日南町新屋字クワホウ田	原野	賃借権	
2174	139.00	水田	0
日南町新屋字クワホウ田	田	賃借権	水張反当5,000
2175	1,294.00	水田	//派汉∃5,000
日南町新屋字クワホウ田	原野	賃借権	0
2176	91.00		
日南町新屋字奥新田	原野	賃借権	0
2183	53.00	水田	
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	水張反当5,000
2184	550.00	水田	7,7,00,00
日南町新屋字奥新田	原野	賃借権	0
2185		水田	
日南町新屋字奥新田	田 001.00	賃借権	水張反当5,000
2186 日南町新屋字奥新田	881.00	水田 賃借権	
2187	124.00	水田	0
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	
2188	713.00	水田	水張反当5,000
日南町新屋字奥新田	原野	賃借権	
2189	124.00	水田	0
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	1.7F = V/5 000
2190	1,025.00	水田	水張反当5,000
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	水張反当5,000
2191	1,387.00	水田	//派汉∃5,000
日南町新屋字奥新田	原野	賃借権	0
2192	143.00	水田	0
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	水張反当5,000
2193	1,156.00	水田	7,500
日南町新屋字奥新田	田	賃借権	水張反当5,000
2194-1	2,143.00	水田	
日南町新屋字奥新田	畑	賃借権	水張反当5,000
2195-1	140.00	普通畑	
日南町新屋字奥新田	原野 202.00	賃借権	0
2195-2 日南町新屋字河内田	392.00	水田 賃借権	
	原野 58.00		0
2064	1 58.00	/NH	

	1	16.11.16	 1	ı	1
日南町新屋字河内田	田	賃借権	水張反当5,000		
2065	800.00	水田	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
日南町新屋字新屋奥田	田	賃借権	水張反当5,000		
2076	918.00	水田	小派汉∃5,000		
日南町新屋字新屋奥田	原野	賃借権	0		
2077		水田	0		
日南町新屋字中入水	田	賃借権			
2158	1,087.00	水田	水張反当5,000		
日南町新屋字中入水	原野	賃借権			
2159		水田	0		
日南町新屋字中入水	原野	賃借権			
2160	123.00	水田	0		
日南町新屋字中入水	田	賃借権			
2161	1,058.00	水田	水張反当5,000		
日南町新屋字堤ノ上へ	田田	賃借権			
			水張反当5,000		
2096		水田			
日南町新屋字堤ノ上へ	田	賃借権	水張反当5,000		
2097	779.00	水田	,		
	53 件				
	計 35,592.00				

- 1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。
 - A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
 - B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない場合。
 - C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。
- 2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共涌事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。 ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5)遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。 イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6)修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所 有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲 と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利 用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを 得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の青務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。